

第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

「大阪 21 世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた 6 つの主要課題について、施策の進捗状況を評価して今後の方向性を検討するとともに、個別の計画目標の達成状況について毎年把握し、外部の意見も取り入れながら計画を進行管理していきます。

1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性

(1) 資源循環

【進捗状況の評価】

平成 14 年 3 月に策定した「大阪府廃棄物処理計画」において、廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減させることをみすえつつ、2005（平成 17）年度における最終処分量を一般廃棄物については 84 万トンに、産業廃棄物については 111 万トンに削減することなどを目標としています。

一般廃棄物の最終処分量は、平成 14 年度は 75 万トンとなっており、すでに平成 17 年度目標の 84 万トンを 9 万トン下回っています。

また、産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度には 147 万トンとなっていますが、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、再生利用量等も含めた目標達成に向けて継続した取り組みを進めることが必要です。

【今後の方向性】

今後も引き続き、「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進など廃棄物の減量化・リサイクルについての施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づき府が講じる施策の基本方針を策定し、リサイクル製品の認定制度の創設、運用をはじめとして、循環型社会形成に向けた施策を展開していきます。

さらに、大阪都市圏における循環型社会の構築を図るため、平成 15 年 3 月に策定した「大阪エコエリア構想」の具体化を図り、廃棄物最終処分場

跡地等を活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設の整備等を推進します。

(2) 水循環

【進捗状況の評価】

健全な水循環を再生するため、雨水浸透施設や貯留施設、多自然型川づくりや河川浄化事業、河川環境整備を進めました。寝屋川流域においては、健全な水循環の再生に向けての施策の検討を引き続き行っています。

また、散水等への下水処理水の有効利用を一層図るため、処理水供給施設「Q水くん」を 11 箇所の流域下水処理場に設置しており、平成 15 年度末の下水処理水の有効利用率は約 17%となっています。

【今後の方向性】

今後とも、健全な水循環の再生に向けた総合的な施策の展開による、水環境の保全、創造を図ります。具体的には、森林保全による水源涵養の促進や農地やため池等の保全・活用による保水・遊水機能の向上、下水の高度処理水の有効利用の推進、また府民とともに節水意識の向上や水文化の再生・創造等を進めます。

(3) 地球環境（ヒートアイランド対策を含む）

■地球温暖化対策

【進捗状況の評価】

大阪府域の地球温暖化対策については、平成 11 年度に策定した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」、「エコエネルギー都市・大阪計画」及び「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基

づき進めています。

地域推進計画では平成 22 年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度（平成 2 年度）から 9% 削減することを目標としていますが、平成 11 年度時点で府域の温室効果ガス排出量は基準年度から 0.9% 増加していることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図るため指定した「大阪府地球温暖化防止活動推進センター（(財)大阪府みどり公社）」と連携し、地球温暖化防止活動推進員による地域での省エネ活動の促進を図るほか、太陽光発電等の新エネルギーの導入や府有建築物等への省エネ設備の導入を推進しています。

【今後の方向性】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」及び「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」の見直しを行い、平成 22 年度目標の達成に向けて、新エネルギーの普及や省エネルギー化を促進します。また、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、府民への啓発や、地球温暖化防止活動推進員による地域での省エネ活動の促進等を図ります。

■ヒートアイランド対策

【進捗状況の評価】

平成 14 年 12 月に設置した「大阪府ヒートアイランド対策推進会議」を中心に庁内の関係部局が連携して、現象解明や対策を検討してきましたが、平成 15 年度は、さらに学識経験者からなる「大阪府ヒートアイランド対策検討委員会」を設置し、効果的な対策手法や予測方法について専門的な見地から助言を得ながら、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の素案を取りまとめました。

【今後の方向性】

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、各主体の連携のもとに諸対策を推進していきます。また、エネルギー対策や緑化対策、建築対策などを誘導し、大阪を快適で住みよい環境都市としていくための適切な制度の導入について検討します。

（４）交通環境

【進捗状況の評価】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度は改善の傾向にあり、特に浮遊粒子状物質については、環境保全目標を達成しました。二酸化窒素についても、一般測定局では全て達成しましたが、自排局では約 79%にとどまっています。

また、騒音についても低騒音舗装の敷設等の道路構造対策や交通流対策などの環境対策を講じていますが、依然として騒音に係る環境保全目標を達成していない状況です。

【今後の方向性】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成率は、気象等の影響により年度による変動があるため、平成 15 年 7 月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき、低公害車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携し、計画的、総合的に推進し、環境保全目標の達成・維持を図ります。

また、騒音については「大阪府道路環境対策連絡会議」において道路構造や交通状況に応じた効果的な対策を検討するとともに、環境保全目標の達成に向け、総合的・計画的に推進します。

（５）有害化学物質

【進捗状況の評価】

2005（平成 17）年度までに府域のダイオキシン類の排出量を 2000（平成 12）年度比で約 4 割削減することなどを目標にしており、平成 15 年度末における排出量は平成 12 年度から約 79.3%削減しています。

また、ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質、地下水、土壌については環境基準を超過した地点はありませんでしたが、河川の水質、底質、海域底質で環境保全目標を超過していた地点があったことから、関係機関と連携し原因究明調査や周辺事業所の指導等を行いました。

【今後の方向性】

今後も、廃棄物焼却炉等の発生源を設置してい

る事業者に対する排出抑制指導を徹底します。また、大気、水質、土壌等のダイオキシン類の環境調査を継続するとともに、環境保全目標を達成していない地点については、その原因の究明と対策に努めます。

(6) エコロジカルネットワーク

【進捗状況の評価】

生きものの生息、生育環境の場や移動経路の確保、ゆとりと潤いを共感する景観の形成などに資するエコロジカルネットワーク(周辺山系とベイエリアを結ぶ河川や都市公園を結ぶ緑道などが形成す

る水と緑のネットワーク)の軸の形成に向けた計画づくりの基礎となる、自然環境評価地図^{※14}の作成に着手しました。

また、エコロジカルネットワークの大きな軸の一つとなる淀川流域 2,500ha を鳥獣保護区に指定しました。

【今後の方向性】

今後はエコロジカルネットワーク形成に向けた計画づくりや、その推進に必要な府民活動を支援する制度的枠組み等についても検討を行います。

※14 自然環境評価地図:みどりの分布や貴重な動植物の生育・生息状況等の情報を複合的にとらえ、自然環境に関する評価をくわえた地図。

2 計画目標と達成状況

本節では、環境総合計画で定めている中期的な目標（平成22年度）と短期的な目標（平成17年度）、並びに平成15年度の実績からみた達成状況について記載しています。なお、15年度の実績が調査中のものは把握できる限り最新のデータを記載しています。なお、達成率は中期目標に向かっての達成率を記載していますが、短期目標があるものについてはその達成率を記載しています。

項目	環境総合計画に掲げた目標		達成状況(平成15年度)	達成率	
	平成17年度	平成22年度			
I 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現(循環)					
1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進					
一般廃棄物排出量 ^{※1} <small>※1 集団回収量含む</small>	450万トン/年	442万トン/年	(平成14年度) 443万トン/年	達成(H17目標)	
一般廃棄物の再生利用量	68万トン/年	111万トン/年	(平成14年度) 42万トン/年	約62%(H17目標)	
一般廃棄物の中間処理による減量	298万トン/年	275万トン/年	(平成14年度) 326万トン/年	—	
一般廃棄物最終処分量	84万トン/年	56万トン/年	(平成14年度) 75万トン/年	達成(H17目標)	
産業廃棄物排出量	1,872万トン/年	1,977万トン/年	(平成12年度) 1768万トン/年	—	
産業廃棄物の再生利用量	506万トン/年	543万トン/年	(平成12年度) 464万トン/年		
産業廃棄物の中間処理による減量	1,255万トン/年	1,334万トン/年	(平成12年度) 1157万トン/年		
産業廃棄物最終処分量	111万トン/年	100万トン/年	(平成12年度) 147万トン/年		
特定建設資材廃棄物リサイクル率	—	95%	コンクリート塊 97.4% アスファルト・コンクリート塊 98.5% 建設発生木材 42.6% (H12年度建設副産物実態調査)	—	
下水汚泥のリサイクル率	—	50%	約39%	約74%	
森林資源の利用	—	・府内産木材の利用を増やします ・「おおさか材のいえ」の建設:50棟/年	「おおさか材のいえ」14棟	28%	
食品関連事業者などによる食品廃棄物の減量化・リサイクルなどの実施率	排出量の20%以上に向上させる。	平成19年度の食品リサイクル法基本方針による目標値見直しに従い設定。	—	—	
2 水循環の再生					
下水処理水再利用率	—	30%	約17%	約57%	
森林の保全	水源林の保全・整備	—	・人工林間伐の実施率概ね90%	間伐実施率75%	—
		—	・雑木林維持管理活動の促進	みどりのトラスト協会によるみどり保全活動の実施	—
		—	・放置竹林健全化と拡大防止	平成14年度から緑の元気回復事業で竹林整備を実施	—
緑地の整備	生駒山系グリーンベルト整備	モデル流域での実施	モデル流域の拡張	—	—
府営公園	883.7ha	967.0ha	848.2ha	96%(H17目標)	
親水空間の整備	河川・溪流	—	親水護岸 220km	160km	約73%
	海岸	適切な保全	同左	海岸清掃活動により適切な保全に努めた	—
生活排水処理率	95%	100%	85.7%(H14年度末)	約90%(H17目標)	
公共用水域(環境保全目標達成率)	健康項目 概ね100% BOD(河川)概ね95% COD(海域)概ね80%	健康項目 同左 BOD(河川)概ね100% COD(海域)同左	健康項目 同左 BOD(河川) 66.3% COD(海域) 40%	達成 約70%(H17目標) 50%(H17目標)	
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生	干潟:49ha 藻場:42.7ha	干潟:63.4ha 藻場:47.7ha	干潟:31.4ha 藻場:39.1ha	64%(H17目標) 92%(H17目標)	

3 環境に配慮したエネルギー利用の促進					
エネルギー消費量	—	9,090億MJ	12,010億MJ	—	
新エネルギー導入	太陽光発電	—	40万kW	2万5千kW	約6%
	クリーンエネルギー自動車	—	6万台	1万1千台	約18%
	廃棄物燃料製造	—	4万kL(原油換算)	—	—
	廃棄物発電	—	30万kW	(平成14年度) 18万kW	約60%
	廃棄物熱利用	—	1.4万kL(原油換算)	(平成14年度) 熱供給 15施設(12工場) 自家利用49施設(36工場)	—
	温度差エネルギー	—	0.5万kL(原油換算)	7カ所	—
	天然ガススコージェネレーション	—	72万kW	51万kW	約71%
	燃料電池	—	14万kW	4千kW	約3%
太陽熱利用	—	35万kL(原油換算)	—	—	
木質バイオマスエネルギー	—	—	・木質ペレット製造プラントの整備 ・バイオマスエネルギー活用モデル施設の設定50箇所 ・ガス化技術の開発・普及 ・大阪府森林組合森林資源加工センター平成14年8月竣工 ・モデル施設2箇所整備 ・現在検討中	達成 — —	
4 地球環境保全に資する取組み					
二酸化炭素排出量	—	49,224千CO2換算トン	(平成11年度) 51,159千CO2換算トン	—	
メタン排出量	—	137千CO2換算トン	(平成11年度) 101千CO2換算トン	—	
亜酸化窒素排出量	—	380千CO2換算トン	(平成11年度) 439千CO2換算トン	—	
代替フロン等排出量	—	2,801千CO2換算トン	(平成11年度) 6,5291千CO2換算トン	—	
温室効果ガス全体	—	52,542千CO2換算トン	(平成11年度) 58,229千CO2換算トン	—	
木材・木質資源の利用	—	—	・森林(木材)資源を活用した新素材、新商品などの開発促進 ・間伐材を活用したパソコンラックについて商品化済	達成	
	—	—	・「府内産木材利用指針」の策定 ・平成15年3月、大阪府木材利用推進指針策定	達成	
	—	—	・府内産木材ラベリング制度」の創設 ・現在、検討中	—	
	—	—	・河内林業地でのFSC認証取得 ・現在、検討中	—	
—	—	・グリーン購入法に基づく間伐材の利用促進 ・平成14年度に間伐材を利用したパソコンラックの試作品を関係部局に配付	達成		
5 ヒートアイランド対策					
緑被率	—	長期目標としての15%を目指す	9.9%	66%	
府営公園	883.1ha	967.0ha	848.2ha	96%(H17目標)	
屋上・壁面緑化	—	屋上緑化実施施設の増加	民間施設の屋上緑化2施設に助成	—	

注:達成率欄の「—」は、定性的な目標のものや、14年度以降の実績が把握できていないものです。

項目	環境総合計画に掲げた目標		達成状況(平成15年度)	達成率
	平成17年度	平成22年度		
Ⅱ 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保				
1 自動車公害の防止				
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	二酸化窒素の環境保全目標の概ね達成	環境保全目標の達成	二酸化窒素：一般局100% 自排局78.9% 浮遊粒子状物質： 一般局100% 自排局100%	同左
自動車排出大気汚染物質排出量	窒素酸化物： 20,950トン/年 粒子状物質： 1,200トン/年	窒素酸化物： 16,450トン/年 粒子状物質： 740トン/年	窒素酸化物： 22,010トン/年(H14年度) 粒子状物質： 2,070トン/年(H14年度)	平成14年度の自動車排出窒素酸化物の総量は、平成9年度から5,250トン/年削減され、また、自動車排出粒子状物質の総量は1,100トン/年削減された。平成22年度の目標に対する達成率は窒素酸化物が49%、粒子状物質が45%であった。
道路に面する地域の環境騒音	要請限度値を超える地域を解消	環境保全目標の概ね達成	達成戸数321,311戸(評価対象戸数435,860戸)	73.7%
2 廃棄物の適正処理				
一般廃棄物最終処分量	84万トン/年	56万トン/年	(平成14年度) 75万トン/年	達成(H17目標)
産業廃棄物最終処分量	111万トン/年	100万トン/年	(平成12年度) 147万トン/年	—
3 大気環境の保全				
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	二酸化窒素の環境保全目標の概ね達成	環境保全目標の達成	二酸化窒素： 一般局100% 自排局78.9% 浮遊粒子状物質： 一般局100% 自排局100%	同左
大気汚染物質排出量	窒素酸化物： 48,540トン/年 粒子状物質： 17,200トン/年 (粒子状物質は、二次生成物質も含む)	窒素酸化物： 43,860トン/年 粒子状物質： 16,220トン/年 (粒子状物質は、二次生成物質も含む)	窒素酸化物： 54,450トン/年(H9年度) 粒子状物質： 20,900トン/年(H9年度) (粒子状物質は、二次生成物質も含む)	—
4 水環境の保全				
公共用水域 (環境保全目標達成率)	健康項目 概ね100% BOD(河川)概ね95% COD(海域)概ね80%	健康項目 同左 BOD(河川)概ね100% COD(海域)同左	健康項目 同左 BOD(河川)66.3% COD(海域)40.0%	達成 約70%(H17目標) 50%(H17目標)
COD、窒素、りんの排出量	COD 95トン/日 窒素 81トン/日 りん 6.5トン/日	国の総量削減基本方針に基づき2004年度に設定します	COD 103トン/日(H11年度) 窒素 90トン/日(H11年度) りん 7.2トン/日(H11年度)	—
生活排水処理率 (汚水衛生処理率)	95%	100%	85.7%(H14年度末)	約90%(H17目標)
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生	干潟:49.4ha 藻場:42.7ha	干潟:63.4ha 藻場:47.7ha	干潟:31.4ha 藻場:39.1ha (水産課創造事業分)	64%(H17目標) 92%(H17目標)
5 地盤環境の保全				
地盤沈下	地盤沈下を進行させない	同左	概ね達成	—
地下水汚染	環境保全目標の概ね達成	同左	現況調査 86地点中80地点	93.0%
土壌汚染	早期発見、早期措置のための制度を構築します	汚染地の影響が周辺に及ばないように適切に管理されていること	生活環境の保全等に関する条例に土壌汚染に関する規制等を追加した改正条例を施行(平成16年1月1日)	—
6 騒音・振動の防止				
一般地域の環境騒音	環境保全目標の概ね達成	同左	達成地点339地点(測定地点数509地点)	66.6%

7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理				
ダイオキシン類	環境保全目標の概ね達成	同左	環境保全目標達成地点数 ／測定地点数 大気:59地点/59地点 河川水質:63地点/72地点 河川底質:64地点/70地点 海域水質:12地点/12地点 海域底質:11地点/12地点 地下水:45地点/45地点 土壌:114地点/114地点	大気:100% 河川水質:87.5% 河川底質:91.4% 海域水質:100% 海域底質:91.7% 地下水:100% 土壌:100%
	ダイオキシン類特別措置法で定める特定施設から排出されるダイオキシン類の量を平成12年度の89.4gから約4割削減	平成17年度の目標排出量よりさらに削減	18.5g	79.3%
その他の化学物質	—	環境リスクの高い化学物質について排出量を削減	PRTR法に基づく第2回目の排出量の集計結果: 50,357トン	—
8 環境保健対策及び公害紛争処理				
健康モニタリング	SPMなどの大気汚染と健康影響について実態を把握	環境保健サーベイランスシステムの運用手法を確立	大気汚染と健康影響について実態調査中(平成13年度～平成15年度)	—

項目	環境総合計画に掲げた目標		達成状況(平成15年度)	達成率
	平成17年度	平成22年度		
Ⅲ 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現(共生・魅力)				
1 生物多様性の確保				
生物多様性の確保	-	ネットワークの拠点となる学校、公共施設などでビオトープ整備を推進	基本計画策定の基礎となる自然環境評価地図の作成に着手	-
		新たに560haの鳥獣保護区の設定を目指す	淀川鳥獣保護区(2,500ha)を指定(H16.4.1)	446%
		二次的自然環境の保全やミイグレーションの手法の研究・普及	研究機関と調整中	-
		愛鳥モデル校を30校指定	16校	53%
2 自然環境の保全・回復・創出				
「エコジカルネットワーク軸」の創出	-	エコジカルネットワーク軸が設定され、様々な自然環境の保全・創造に関する取組みを進める	基本計画策定の基礎となる自然環境評価地図の作成に着手	-
府立自然公園の指定		泉州地域などにおいて府立自然公園を指定	指定可能地域の選定等にあたっての基礎データの収集	-
府民参加による自然環境保全活動の推進		二次的自然環境の象徴である雑木林の300ha以上で、府民参加による保全活動を推進	トラスト協会を軸にNPOとの連携を進め、保全活動を推進	-
自然海浜保全地区の維持・利活用		自然海浜保全地区を維持し、その利活用を促進	岬町に助成を行い、自然海浜地区内のトイレの維持管理やごみの回収を行うとともに、「水辺の学校」、「なぎさの楽校」等で環境学習の場として利活用	-
3 自然とのふれあいの場の活用				
周辺山系の自然と親しむ機会を持った府民の数	-	年間300万人以上	174万人	58%
「紀泉ふれあい自然塾」の利用者数	-	年間2万人以上	2.7万人	135%
「ふれあい漁港」の整備箇所数	-	2箇所	70%(事業費ベース)	-
4 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用				
市街化区域における樹林・樹木で被われた面積の割合	-	15%を目指して緑化を推進	9.9%	66%
地域緑化プランの策定率	-	各市町村1箇所以上の地域での緑化プランを策定	計画の基本となる項目等の検討	-
5 美しい景観の形成				
府管理道路における電線類地中化の総延長	-	40km	9km	23%
美しい景観の形成	-	生活・文化の反映である良好な都市景観の創造・保全、並びに歴史的景観や自然景観の保全・創造を図ることにより、個性と魅力に富む都市空間と潤いと愛着を感じることのできる生活空間を創造	景観条例に基づく「景観形成地域」を順次指定(平成12年度:4道路軸、13年度:1道路軸、14年度:1道路軸、15年度:1河川軸)	-
6 歴史的文化的環境の形成				
一定期間内に府内の文化財を見に行ったことがある府民の割合	-	50%	38.0%	76%
登録文化財の数	指定文化財並びに国登録文化財の件数を増加	府内のすべての市町村で1箇所以上の登録文化財を登録	27市町	61%

項目	環境総合計画に掲げた目標		達成状況(平成15年度)	達成率
	平成17年度	平成22年度		
IV すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現				
1 パートナシップによる環境保全活動の促進				
ボランティアの森の設定	—	一定面積の森林を有する30市町村で設定	市町村、NPOとの連携のうえ、検討中	—
漁民の森づくり	—	府内5カ所で実施	府内4カ所で実施	80%
森林・里山保全活動	—	年間1,000人以上の子供が参加	市町村、NPOとの連携により、推進中	—
里山インストラクターの養成・認定派遣制度の創設	—	年間50人の認定・登録	制度創設に向け検討中	—
棚田ボランティア	—	500人	127人	25%
ため池環境コミュニティ	—	30地区	25地区	83%
「学校の森」活動のモデル校の選定	—	小中学校30校を選定・活動の実施	具体化に向けて検討中	—
「府民の森」のフィールドとしての活用	—	・自然体験活動の実施 ・活動リーダーの養成	府民の森パークレンジャーによる自然体験活動を実施	—
「こどもエコクラブ」の登録クラブ数	—	300クラブ	130クラブ	43%
2 環境教育・環境学習の推進				
学校における環境教育・環境学習の推進	—	・府内すべての小・中・高校に対し、「総合的な学習の時間」等を活用した体験的な環境教育・環境学習の場の提供 ・環境NGO・NPOと連携し、体験学習アドバイザーや環境学習リーダーを学校や職場などの要請に応じて出向していくシステムの整備	【緑整備室】府民の森を活用した自然体験学習プログラムを府内教育委員会並びに小学校に配布 【循環室】環境NPO等の専門家を小学校に派遣(平成15年度20市30校)	—
社会における環境教育・環境学習の推進	—	・地域の人材を活用した体験学習アドバイザーや環境学習リーダーの養成 ・府内における体験的な環境学習フィールドの整備 ・総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境学習に役立つ環境情報を収集・整理し、提供できる総合的な環境情報発信拠点の整備	【緑整備室】里山での生活体験等を通じて自然に対する認識や理解を深めるための拠点施設として、里山の自然学校「紀泉わいわい村」を整備した。 【環境情報センター】総合的な環境情報発信拠点として、環境情報センター内に環境情報プラザを平成15年2月に整備した。	達成
3 事業活動における環境への配慮				
戦略的環境アセスメントの制度化及びその運用	大阪府が自ら実施する事業で、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、導入に向けた調査・検討を実施、制度化	運用を踏まえ、適用範囲の拡大など制度の拡充	制度の枠組みについて調査・検討を行った。	—
ISO14001認証取得及び環境活動評価プログラム登録件数	800件以上	1,000件以上	1,017件	達成

3 第3者レビュー

平成15年度の主要施策の進捗状況について、第26回大阪府環境審議会（平成16年11月19日開催）において出された意見とそれに対する府の考え方は以下のとおりです。

意 見	府の考え方
<p>「エコロジカルネットワーク軸形成に向けた計画づくりの基礎となる自然環境評価地図の作成に着手」とあるが、基礎的なデータとして非常に重要である。しかし、作成に時間がかかれば、その間に環境が変化してしまうので、できるだけ早く作成すべき。</p>	<p>みどりや動植物のデータをメッシュに入れる作業中であり、来年度には完成できるよう取り組んでいます。</p>
<p>行政が屋上・壁面緑化を推進しながら、一方で自分の家の前に木があると大変だから、木を切っている現状がある。屋上・壁面緑化のコストを府民に知らせ、木を大切にすることをもっと啓発すべき。</p>	<p>市街地では土地の高度利用が進み、緑化可能な空間の確保が難しいのが現状となっています。そのため、過密化した都市に残された貴重な緑化空間として、屋上・壁面の緑化の促進に取り組んでいます。街路樹や庭木の強剪定が一部でなされていることは認識しておりますが、一方で、虫や落ち葉が迷惑なので木を刈ってほしいという府民の声も強いと聞いています。</p> <p>しかし、これらの街路樹や庭木を大きな木に育てあげるとは、都市の緑量を増やす意味でも重要であるため、現在、府民が緑化を手がけるためのマニュアル作成に取り組んでいるところです。その中に緑の大切さや屋上緑化のコスト等も盛り込み、インターネットなどを通じ、ひろく緑化が進められるよう努めてまいります。</p>
<p>環境白書の分量が減っており、データが少なくなっている。インターネットでの公開といっても、接続率はまだまだ低い。以前から見たら情報公開の後退である。冊子で公開すべき。</p>	<p>平成15年版環境白書から環境の状況の概要がわかるデータを中心に掲載し、府民が見てみようと思うような編集を心がけています。白書は、一般の府民から専門家まで多様なニーズがあることから、主として専門家が必要となる詳細なデータについては、インターネットで公開することとしました。インターネットは、企業普及率98%、世帯普及率81%（平成15年版情報通信白書）であり、ますます普及している状況ですが、今後も府民ニーズの把握に努め、効果的な情報発信を行ってまいります。</p>
<p>大気汚染と子供のぜんそくの問題が以前からいろいろ言われている。子供の健康調査結果でも大阪は全国平均よりも悪く深刻な状態。環境の状況と府民の健康に関する記載が必要ではないか。</p>	<p>大気汚染とぜんそくの関係については、国（環境省）の調査に協力しつつ、その実態把握に努めています。環境白書は、府民や事業者の方々に読んでもらいやすいページ構成に配慮し、すべての施策を網羅的には記載せず、15年度に新たに講じた主な施策を中心にまとめております。今後ともわかりやすいページづくりに努めてまいります。</p>
<p>生活排水処理の100%処理達成に向けて、健康福祉部所管の浄化槽法の法定検査も大切なこと。健康福祉部と環境部局との連携をしていくべき。</p>	<p>浄化槽関係業者が作る（社）大阪府環境水質指導協会と府の関係室・課（環境衛生課、建築指導室審査指導課、循環型社会推進室環境管理課）で懇談会を設け、浄化槽の指導方法等について検討するなど、関係部局が連携して指導に努めています。</p>